

今日の教員養成・免許制度改革「案」に対する問題提起 —ICUにおける教員養成カリキュラム開発の事例から— Issues and Problems with a Planned System for Teacher Training and Teaching Certification: A Case Study of the Teacher Training Program at International Christian University

町田 健一 MACHIDA, Kenichi

● 国際基督教大学
International Christian University



教員養成, カリキュラム開発, リベラルアーツ教育, キリスト教学校教育

teacher education, curriculum development, liberal arts education, Christian school education

ABSTRACT

今日の教員養成は“免許主義”“大学での教員養成”“開放制”の3つの原則によって成り立ってきた。しかし今日、教員養成・免許制度の大改革を行おうとしている中教審は、基本的にこれらの原則維持を確認したというものの、(1) 教職大学院や教員養成系の研究科でしか事実上追随できないような、6年制（最近は4+αとも言われる）の免許制度（仮称ではあるが、学部での基礎免許状・大学院での一般免許状・一定の教職経験を経た後の専門免許状等）、(2) 長期実習や教科指導・生徒指導に特化した大学院における養成カリキュラムの提言、(3) “即戦力”となる教員の育成を求める教育委員会が、上級免許状向けの“大学院レベル”の研修を行うことができるようにする提言などが中心的に議論されている。本稿では、今日の改革案に警鐘を鳴らし、過去20年間のICUにおける教員養成カリキュラム開発の実績を、その改革案への対案として示して問題提起としたい。特に、リベラルアーツ教育の一環としての教員養成の意義と、キリスト教主義大学としての教員養成カリキュラムの構築に焦点をあてて議論する。

The current system in Japan for teacher certification consists of three basic principles: licensure-ism, teacher training in higher education, and open systems. In the effort to provide a major overhaul over the

system, the Central Council for Education focuses on three issues: (1) the creation of a new system of professional schools for teachers (variously called professional certificates for basic teaching, advanced teaching, or specialized teaching with prior teaching experience), (2) a proposal for a new graduate-level training program for long-term practica, subject-area teaching and guidance/counseling, and (3) a proposal for graduate-level teacher training for advanced certification for those who can immediately engage in effective teaching, as sanctioned by local boards of education. The purpose of this article is to provide a judicious examination of the planned system by referring to the past 20-years of ICU's teacher training program. Specifically, teacher training in the context of liberal arts education and curricular development in a Christian institution are highlighted.

1. 今日の教員養成・免許制度改革案の問題点

今日の教員養成は“免許主義”“大学での教員養成”“開放制”の3つの原則によって成り立ってきた。しかし今日、教員養成・免許制度の大改革を狙っている。その改革では、教職大学院をはじめとする教員養成をはっきり打ち出している大学院を中心に日本の教員養成を行おうという方針で、注意すべきは、“開放制の原則維持”を謳いつつも、事実上多くの大学の養成課程を淘汰し、大幅に教員免許発行数を減少させ、しかも教育学研究科を持たない大学院における“教科専門”の専修免許課程では教員養成を継続できないような構想である。

戦後もっとも大きな規模の免許法の改正と言われた1998年の改正は、教員養成“カリキュラム”の大改革であった。2010年度入学学生から導入された「教職カルテ」と「教職実践演習」も然りで、特に教職課程の出口における「質保証」のためのカリキュラム改革であった。しかし、今回模索されている中教審、及び行政サイドで検討されている改革案は、学部レベルの免許では不十分であるとして、大学院における養成、免許更新制、またはそれに替わる上級免許状の創設という免許制度の改革である。大学院レベルでの教員養成は1987年（昭和62年）の教養審答申『教員の資質能力の向上方策等について』を受け、翌年1988年（昭和63年）の免許制度改革に伴って今日の専修免許状の形で制度化されている。しかし、そ

の後“専門バカはいらない”とか“研究者は現場に不要”等と、いわゆる教科専門科目に特化した専修免許課程の問題を指摘、今回の改訂では専修免許状の廃止、教職科目に特化した免許制度の改革を狙っている。その改革では、教職大学院をはじめとする教員養成をはっきり打ち出している大学院を中心に日本の教員養成を行おうという方針で、注意すべきは、“開放制の原則維持”を謳いつつも、事実上多くの大学の養成課程を淘汰し、大幅に教員免許発行数を減少させ、しかも教育学研究科を持たない大学院における“教科専門”の専修免許課程では教員養成を継続できないような構想である。

現行案は、中教審の中でも様々に問題視する意見があると聞いており、また、一挙に解決できないのではと思われる多くの課題、すなわち、大学院の教職課程の量と質の整備、免許更新制や初任者研修・10年研修、幼稚園教諭等を多く送り出している短期大学の問題等、総合的な改革を必要とするため、5、6年先の実施を目指していると言っても紆余曲折が予想される。しかし、「できっこない」と傍観していて、実施が決まってしまっただけの反対では間に合わない²。ほとんどの私大が十分理解していない現状であるが、危機の周知徹底と、より良い対案作りが急務である。本稿では、まず、危機の現状把握を行い、教員養成の“在り方論”として“対案”を提示する。

今回の改革案の基礎をなす“教員の専門性を高めよう”という主旨は理解できても、“即戦力”養成の考え方と、開放制の教員養成制度そのもの

を危うくする考え方には注意すべきである。一方、“開放制”の原則を、「大学は単に必要な単位を揃えれば教員養成が出来る」、「学生は免許法で定める最低単位を取得すれば教員免許がとれる」という解釈で捉えている大学は、中教審その他の議論で問題視されて仕方がない。しかし、戦後の“教養教育”重視の流れで“開放制”の原則の理念を再確認する時に、今日の教員養成・免許制度の改革案は、教員養成の“在り方”論として、むしろ、教員養成の危機を招くと主張したい。

それはまた、いろいろな意味で、私立大学、特に、キリスト教主義大学の教員養成を脅かすものである。2007年（平成19年）6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年（平成21年）4月1日から教員免許更新制が導入されたが、この段階では私学はその気になれば参入、独自の特色を出して貢献できた。しかし、今回の改革案が実施されれば、多くの私学、特にキリスト教主義大学は、短大問題を含み、大学院レベルの教員養成の課程認定について行けない現実がある。もちろん多くの私学が反対するであろうし、現実的に原案通りに進むとは思えないが、多くの私学が脱落せざるを得なくなることは推察できる。その意味は、私学の経営問題として捉えられることが多いが、筆者は私学としての独自性を出す教員養成ができなくなることに、大きな問題を感じて訴えている。

本稿では、今日の改革案に警鐘を鳴らし、過去20年間のICUにおける教員養成カリキュラム開発の実績を、その改革案への対案として示して問題提起としたい。特に、リベラルアーツ教育³の一環としての教員養成の意義と、キリスト教主義大学としての教員養成カリキュラムの構築に焦点をあてて議論したい。

2. 大学でしか出来ない教員養成とは？

戦後確認し続けられてきた前述の“免許主義”“大学での教員養成”“開放制”の3つの原則は、様々な問題を露呈してきた。まず、免許主義は、日本の教員の質保証に貢献してきた。しか

し、極端に走ると、大学の単位、すなわち授業科目とその内容が課程認定制度に規制され過ぎ、課程認定の今日的課題を例にすれば、実践的な内容の必要性を強調するあまり、教科専門科目に小中高の教科内容と関連づけることを強要し、一方教員養成系大学であっても、むしろそうであるからこそ、現場での演習に傾斜し過ぎて、教育学系、心理学系の科目でさえ学問としての学びが十分でないまま教員となっていく心配がある。

一方、開放制の課題に至っては、一般大学が、必要な単位を揃えれば免許を出せるということから、免許状がとれることだけを売りにして学生募集を行い、出口段階での質と量の問題、すなわち、教師としての“使命感”と“能力”という質と、はじめから教師になる気のない大量の“ペーパー教師”を排出してきた量の問題が指摘され続けてきた現実がある。たとえ大学が教員養成に特化した大学でなくても、むしろ教員養成に関する理念とカリキュラムに、課程認定基準をはるかに超えた独自の工夫と養成の責任を持つべきである。これが出来ないなら大学として教員養成から撤退すべきである。開放制の意義とあり方を再度議論せねばならない時期と考える。

上記2つの根本的な課題に加えて、教育委員会では出来ない、“大学でしか出来ない教員養成”とは何を指すのか、“大学における”教員養成の意義を再確認する必要がある。第一に、戦後、師範教育を全面否定して謳われた教員養成における“教養教育”が、様々な考え方や実施上の課題から破綻してきた事実をふまえた上での“リベラルアーツ教育”の提言である。今日、“専門職者養成”を目指すと呼びかけた、あまりに“即戦力”を求める動きから、大学における教員養成の意義がゆがめられてきている現実に対する対案である。

現行の教育課程（指導要領）熟知の徹底と、指導案作成と模擬授業、長期実習による教科指導力と生徒指導力の育成は重要なことであるが、本稿では、教育現場での日々の研修に繋ぐ基礎力と問題解決能力の育成の重要性を訴えたい。学部や大学院の専門学校化を求めるような危険の指摘である。教職大学院を全面否定する意図はないが、そ

の現実に問題があるのは事実で、特に中高の教員養成課程として一般化できない。

第二に、私学の独自性をどう出すかである。特に、キリスト教主義大学において、教育委員会では出来ない、一般大学では出来ない、教員養成の責務がある。それは、(1)キリスト教主義学校に送り出す、キリスト教そのものとその精神、キリスト教学校教育を理解した教員の養成と、(2)キリスト教の精神を持って一般の学校で貢献する教員の養成である。本稿では、リベラルアーツ教育の一環としての教員養成の必要に関する議論に多くの紙面を割くが、キリスト教学校教育を良く理解し、実践できる教員養成も重要課題として論じる。

3. 振り子が極端に振れた「即戦力」「教職に関する専門科目特化」の主張

教科専門科目と教科教育科目の違いを再考すべきである。また、ある実務家教員の、「教職大学院に学問はいらない。実践体験が重要。」の発言問題に注視、教職専門科目とともに、教科専門科目(教科教育法ではない)の純粋学問としての学びの重要性について考えたい。

教職大学院を代表とする現在提言されている養成カリキュラムの内容は、教科専門から教職専門へ、振り子が180度振れすぎた。大学院レベルの教員養成プログラムは教職専門科目、特に実習・演習に特化して良いのか？ 小学校の教員養成カリキュラムは別に考える必要があり、本稿では、中高の教員養成について考える。

最大の問題点は、「教科専門」科目と「教科教育」科目の結びつきを求める動き、特に「教科専門」科目は「中高の教科内容との結びつきをはっきり示して展開せよ」の指導が課程認定申請時になされるようになったことである。議論すべきは、そのような考え方は教員養成学部のあり方論から出たものを一般化しようとしている点、および、開放制教員養成の理念からの問い直しの必要である。

「教科専門」科目と「教科教育」科目の結びつ

きは、2001年(平成13年)そもそも『国立の教員養成系大学・学部のあり方に関する懇談会報告』で“教員養成学部と他学部との差異化を計るために”提案されたものである。しかも、特に「小学校教員養成の場合」の項目で謳われたことがらである。「教科専門」科目と「教科教育」科目の結びつきは、「教職に関する専門科目」群、すなわち「教科の指導法」「教科の内容・方法論」の科目で行うべきものとする。現在の「教科指導法(教育法)」科目8単位が、教科内容論と一体でなされるべきである。

これに対して、「教科専門」科目は、純粋な学問大系に則って、大学教育としての真理探究のものである。特に、開放制の教員養成は、研究者にならずとも(教員は専門教科については、教科教育の専門家だけでなく、研究者であっても欲しいと考えるが)、少なくとも大学教育としての純粋な学問的専門教育を受けるべきである。もし、学部、大学院の教科に関する専門科目群が、小・中・高の教育内容に即したものにできれば、①大学生・大学院生の知識・技能は、小・中・高のレベルの域を出ず、さらには、②優秀な生徒たちに対して高度な学問への水先案内人となれない。今日の「研究者より教え方の上手な教員養成を！」はもっともな考えのようで、非常に危険な考えである。深い専門的知識・教養を持たない、小手先のテクニックに溺れる教員ばかりになったら日本の将来の教育は暗い⁴。

1997年(平成9年)教養審答申『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について』で、「教科等に関する専門的知識および技能の教授に当たっては、それぞれの学問分野の研究成果や特定の技能の修得にとどまらず、教職に就いてから後も、社会の変化や学問研究の進展等に自ら対応し、自立的に学習を進めることができる基礎的な能力を養うことが、特に求められる。」と述べられていることの意義を再確認したい。

4. 教員養成教育におけるリベラルアーツ教育の再考

2006年（平成18年）中教審はその答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』で、今日的な具体的な問題点・課題を挙げながらも、「我が国の教員養成は、戦前、師範学校や高等師範学校等の教員養成を目的とする専門の学校で行うことを基本としていたが、戦後、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的として、教員養成の教育は大学で行うこととした（「大学における教員養成」の原則）。また、国立・公立・私立のいずれの大学でも、教員免許状取得に必要な所要の単位に係る科目を開設し、学生に履修させることにより、制度上等しく教員養成に携わることができることとした（「開放制の教員養成」の原則）。」と再確認している。

特筆すべきは、戦後、これらの考え方のベースにはリベラルアーツ教育の重要性が認識されていたことに注意すべきである。それまでの師範学校を痛烈に批判し、教員養成をリベラルアーツ教育として行う必要が議論された。しかし、当時の議論は、リベラルアーツ教育の捉え方、リベラルアーツ教育の授業方法、リベラルアーツ教育の一環としての教員養成カリキュラムの構築に失敗したと考える。それは、当時のリベラルアーツ教育による教員養成の議論をまとめきれず、大学教育全体の制度改革に埋もれ、さらに“教養”教育に墮した点にあると筆者は主張したい。

戦後、連合国軍総司令部幕僚部の部局の一つであるCIE（Civil Information and Education section：民間情報教育局）は、狭い専門分野に分割された学部編成を嫌ってリベラルアーツ教育を取り入れようとしたが、教員養成は別で、アメリカのプロフェッショナル・スクールをイメージして教職専門教育を提唱した⁵。

これに対して、教育使節団の帰国後、文部省の影響を排除するためGHQの要請で内閣総理大臣直属に設置された教育刷新委員会は、それまでの師範教育を批判、完全に排除するために、一般教

養を重視し、それ自体を専門教養として教員養成を行う事を提言した⁶。また、同時に旧制高校と師範の統合案とした学芸大学構想を打ち出す⁷。当時の文部省もリベラルアーツカレッジと教員養成をともに担う学芸学部構想を提唱した⁸。学芸大学構想で特筆すべきは、委員会の議論の過程で、「学芸大学の一般教養は、人文的教養、文科、理科からなり（戦前は社会科学的教養）、それ自体専攻できる学問水準を持つものと定義、職業的色彩を弱めた。」こと、さらに、「一般教養・教科教養・教職教養と分け、さらに、一般教養を人文・社会・自然の3分野」としたことである⁹。

教育刷新委員会はまた、教職志望者がそうでない学生とともに一般教養や教科に関する科目を履修、それにより幅広い一般教養や学問に触れる事を重視したが、実際には多くの大学で文理学部と教育学部に明確に区分されて、相互乗り入れの履修は不可能であった¹⁰。実際、初期の群馬大学でもリベラルアーツを専修させて、教員養成を行う試みが理念としての記述に見られた。しかし、残念ながら現実的に機能せず、一般教養科目、教科専門科目、教職専門科目の関連付けの構想、その努力も見られなくなった¹¹。

戦後の画期的な教員養成の理念、構想がなぜ実現できなかったのか。一番は、教員養成以前の現実的な問題、すなわち、学部教育本体の学部構造、マスの教育、そして決定的な問題がリベラルアーツ教育の“理念”と“方法”の普及の欠如だったのではないか。さらに、専門職教育が、狭い学問中心の専門教育か、“即戦力”の考え方に傾斜していくことに困ったと考える。

しかし今日、再度リベラルアーツ教育に注意が向けられ始めた。21世紀に生きる子どもたちの教育のあり方を考えるにあたってである。当然ながら、その子どもたちの教育を司る“教員”の養成にそのような教育がなされ、そのリベラルアーツ教育を行う力量の育成が求められる。

中教審は2003年（平成14年）その答申『新しい時代における教養教育の在り方について』で、「教養とは、…ものの見方、考え方、価値観の総体とすることができる。…知的側面のみならず、規範

意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた相対的な概念」(p.3)と定義、教員の力量形成(p.9-10)と大学教育の改善(p.14-18)を求めている。

教育界に限らず、21世紀の大学教育にリベラルアーツ教育の必要が強調されている。“実学”にシフトしがちな大学において、“実学”を駆使する人間に新たなリテラシー、すなわち“リベラルアーツ”の教育が求められていると早稲田は言う¹²。具体的には、新しいリベラルアーツ教育の内容として、①総合的な判断力の基礎となる人間として偏らない基礎的な素養、②社会的責任を果たすための基礎的な素養、③語学力を含むグローバルな視点で多様な物事に対応するための基礎的な素養を提言している。

教員養成の中核となってきた東京学芸大学は、2009年度プロジェクト中間報告書で、1)幅広いリベラル・アーツを教育課程の基盤に置く、2)諸事象を研究的に捉える手法と思考(あるいは研究能力)を身につける、3)自ら課題を発見し、それへの対処を自覚的に選び取れる人材を育てる、の3点を共通理解としている。さらに、直接的な「実践力」(教科内容)か、研究的な力量の養成か、という問題があり、慎重な検討を要する、とある¹³。これらを実際の教職課程科目の指導でどう具現化するかが問われている。

一方、専門職大学院としての教職大学院には、実務家教員の問題を含めて、いろいろ問題があり、必ずしも今日の教員養成の中核をなすものとは言えないとの見解を文科省関係者も表明している¹⁴。佐藤も、専門家教育の中心は「理論と実践の統合」にあるが、教職大学院は、一般教養、教科専門、教職専門の3つの要素のアップグレードが必要であるのに対して、その設立の主旨が教職専門の中の実務的技能に関わる部分だけのアップグレードで、「特に教科内容に関する部分がすっぱり抜け落ちていて、子どもや学校の社会的コンテキストに関する科学的知識の重要性についても配慮されていない。」と述べている¹⁵。

これらは、今まで一般教養科目と称して科目を並べ、マス教育として講義一辺倒で行ってきた授

業の形態を根本から考え直す必要を提示している。しかし、今日逆行するかのよう、大学における教員養成には“即戦力”の実学的な学びが奨励されている。大学の教員養成においては、上記の主旨を具現化する科目と展開の方法を構築しなくてはならない。一般教養科目、教科専門科目、教職専門科目においてである。

5. ICUにおける、リベラルアーツ教育の一環としての教員養成とは

今日の教員養成には、現場体験(実習、インターンシップ、学校ボランティア等)、社会体験が必要等、色々な課題が言われている。これらの必要を否定しないが、むしろ、現場の研修(初任者研修、10年研修等)では出来ない大学・大学院におけるリベラルアーツ教育による教員養成の在り方を、本学の20年間進めてきた教員養成カリキュラム改革によって例示したい。まずリベラルアーツ教育としての学問追求、そして、学問と実践事例の往還を重視する。ただし、その実践事例は、必ずしも長期の学校現場体験のみが良いとは考えない。経験知のみならず学問として考察する実践事例は、必ずしも自らの限られた現場体験が役立つとは限らないからである。現場体験に行くにあたっても具体的で研究的な指導指針が重要であり、教育学、教育心理学担当教員の課題でもある。本学の標榜するリベラルアーツ教育は、「学術基礎力と専門知識を統合し、全人教育を行うものである。すなわち、学生は自らの生き方を問い続け、より良い市民教育を受け、基盤となる学問を広く学びつつ自らの専門を確立する。特に、Critical ThinkingとCommunication Skillを身につけることが重視される教育」であり、まさしく、前述の1997年(平成9年)教養審の提言する教員に求められる資質能力の育成である。これらは、2006年(平成18年)のいわゆる18年答申冒頭でも追認している¹⁶。2つの答申においては“リベラルアーツ教育”の用語を使っていないが、求める資質能力とは、まさしくそれである。本学では、教育者となるための専門科目(教科専門と

教職専門)を事実上ダブル・メジャーとして学び、大学すべての授業で個別／グループ研究、プレゼンテーション、討論、論文作成等の訓練を受けて、「問題解決型の研究ができ、実践できる」教員養成を行っている。また、大学・大学院教育としての教職専門科目間、教職専門科目と一般教育・教科専門科目間、教職科目と教育実践の「往還」に努めている。

本学における、①リベラルアーツ教育の一環としての教員養成の理念、②教員養成コア科目の設定、③教職専門科目間、教職専門科目と一般教育・教科専門科目間、教職科目と教育実践の「往還」を例示する。

第一に、本学のリベラルアーツ教育の一環としての教員養成の理念は、資料1に記す通りである。本学の建学の精神を教職課程の理念として、また、大学のすべての授業科目にわたってなされているリベラルアーツ教育の内容・方法を具現化したものである。誤解のないように付け加えるが、「教職課程履習の記録(教職カルテ)」には大学として用意するものも含めて多様な体験を例示して、教員としての実際の資質・能力を育成するよう努めている。

第二に、教員養成のコアカリキュラムとして、「教職原論」「カリキュラム論」「教育実習事前事後指導」「教職総合演習(2014年度から現在単位づけていない教職ガイダンス、学校見学、および、教育研究を加えて「教職実践演習」に移行)」の4科目を据えている。これらのコア科目群に、教育実習はもちろん、キリスト教関係科目、キリスト教教育関係科目を重視しつつ、一般教育科目(社会福祉概論を含む)、教科専門科目、教職専門科目(特別支援教育研究を含む)をリンクさせて、教職課程を豊かなものになっている。特に本学の教員養成の理念を具現化する特色のある科目群を学生に明示している(「資料2」参照)。

第三に、純粋な学問としての教職専門科目に関連づけての教職課程の導入科目である「教職原論」(資料3)、学問的学びの統合としての「教職総合演習」(資料4)を事例として提示する。「教職原論」は教職課程における入門的な学校教育研

究の授業であり、特に、教育行政学、カリキュラム論、教育心理学、教育相談、特別支援教育研究、キリスト教教育哲学等との往還(導入としての位置づけが大きい)を考えている。一方、「教職総合演習」は、教育原理・教育哲学、教育心理学、教育社会学はもちろん、学生の専門をはじめそれまでの教養学部学びを総集して、現代における教育の課題を考える。学校現場における「総合的な学習」の教材研究を兼ねているが、“未来に生きる子供達にどのような教育をしたいか”が中心テーマであり、教育内容と共に教育方法のあり方まで考える。資料4にあるように「全面発達と人格形成」「個性の伸長と創造性の育成」の2項目は教育理念として、他の4～6の項目(履修人数によって変更)は教科を超えた具体的教育内容のあり方を探るものである。本学における一般教育科目、基礎科目、専門科目、特に学生の専門科目の学びとの往還(特に学びの整理、教育内容への応用)を目指す科目である。

6. キリスト教主義大学としての教員養成カリキュラム開発

本稿の第2の論点である、私学の独自性の課題である。特に本学には、キリスト教主義大学として、特色ある教員養成をどのように打ち出すか、建学の精神の具現化が教職課程としても問われている。また、一般の私学・国公立の学校に対する教員養成とキリスト教学校向けの教員養成の両立をいかに計るかの課題もある。本稿はこれらの課題に対するICUの実践報告でもある。

ICUは建学時に「キリスト教主義学校・大学への教員養成」を重要な目的の一つに掲げているので、当然の努力目標であったが、2011年7月の大学院の課程認定申請で、20年間行ってきたリベラルアーツ教育の一環としての教員養成カリキュラムの構築、特に、キリスト教・キリスト教精神、キリスト教学校教育理解も目指した上記教職課程コアカリキュラムを設定、キリスト教学校向けの教職課程改革が形としては完成した。今後は、さらに学生への履修指導で、ますますその成

果をあげていきたいと考えている。

6.1 キリスト教主義大学としての学部から大学院までの教員養成カリキュラム

(1) 「教職原論」から「教職総合演習」までの授業内容と方法の整備

教職課程コアカリキュラムと位置づけ、下記科目すべてで一般的な教員養成プログラムの内に、学生がはっきり意識するほどに、(キリスト教学校以外でも役立つものとして)キリスト教学校教育の在り方を展開する。すなわち、キリスト教理解(キリスト教そのものとその精神の理解)とキリスト教学校教育理解をめざす。

- ・「教職原論」：教職の意義・特権、使命と責任、生徒指導として、特に学習指導、進路指導、非社会・反社会的問題行動の指導、性教育等を扱うが、キリスト教学校での展開のあり方として考える。
- ・「カリキュラム論」：教育目標(建学の精神)を具現化する学校カリキュラムのあり方を、創作カリキュラムを含めて考える。学習指導のみならず、広義の生徒指導のあり方として展開する。特に、創作カリキュラムにおいては、特別活動、総合的な学習も視野においたキリスト教学校のあり方を考える機会がある。
- ・「教育実習事前事後指導」：実習に向けての準備とまとめの授業であるが、キリスト教学校における実習においてはその教育のあり方の教育研究の場とも位置づけている。
- ・「教職総合演習」：総合的な学習の教材作りともなる学際領域のカリキュラム作りをグループ研究で行う。各課題は、キリスト教学校にとって意義のあるテーマ(キリスト教精神)である。
この科目は2014年度から下記公立・一般私立・キリスト教主義学校向けの教職ガイダンス、(キリスト教主義)学校見学等の内容を加えて、上述のように「教職実践演習」となる。

(2) 「特別支援教育研究」「社会福祉概論」の必

修、その他「平和・人権・共生」「環境」「キリスト教教育哲学」、人文科学の宗教学等の科目履修の勧め

キリスト教理解(キリスト教そのものとその精神の理解)とキリスト教学校教育理解をめざす科目である。

(3) 授業方法の整備(教育実習課題を含む)

すべての授業で、Critical ThinkingとCommunication Skillを身につけた教員の育成を目指し、個別/グループ研究、プレゼンテーション、討論、小論文作成等の訓練を受けて、問題解決型の研究ができ、キリスト教教育を実践できる教員養成を目指している。

(4) 大学院の教職課程整備

「心理・教育専攻」には、キリスト教教育哲学や、キリスト教学校のカリキュラムと教員養成のあり方を考えることのできる科目を配置、また2012年度より、各専攻の専修免許課程には、教職に関する専門科目の立ったものがコリストされ、充実する。特に、「カリキュラム開発と教員養成(特論)」「カリキュラム開発と教員養成(演習)」を開講、大学院科目として、キリスト教学校の在り方(建学の精神の具現化)や学校見学を含み、特色ある教育実践の研究を行う。

(5) 教職ガイダンス、教育相談、教職カルテ

「教職ガイダンス」は「教師として生きる：キリスト教学校編」「教師として生きる：一般私学編」「教師として生きる：公立学校編」として、ICU出身の校長たちから講演を受ける。また、教職の個別相談は、希望者にいつでも開かれており、履修者に役立っている。さらに「教職カルテ」(教職課程履修の記録)には、教会での奉仕やキリスト教学校教育同盟教職員後継者養成プログラム参加の記録が強調されている。

6.2 大学宗務部主催の「教職課程履修者のためのキリスト教入門」

4年前より、教職課程としてICU教会牧師に依頼、教会の敷居を高く思う学生に対してキリスト

教の基礎講座として、またクリスチャンの学生に対する自由で気楽な討論の場として、信仰の基礎、学校現場で直面する課題を扱っていただいている。時期によるが、2011年度の参加者は、毎回15名前後の出席者を数えており、洗礼を決心する学生も出てきている。各学期に3～4回（年間10回程度、夜7時半～8時半）、2011年度春学期のテーマは「キリスト教という経験」「祈りとは何？」「礼拝とは何？」「聖書のなぞ」であった。

6.3 キリスト教学校教育同盟の養成プログラム活用

学内では「キリスト教学校就職希望者」向けにオリエンテーションを行い、その中で、大学宗務部の上記「キリスト教入門」と合わせて、同盟の「教職員後継者養成プログラム」の説明を行っている。希望する学生に参加を促し、上記正規のカリキュラムの補完としている。毎年、40名程度が登録して、各プログラムに参加している。関東地区では学校見学に、特別支援学校見学も加わって充実した内容となっている。

7. 今後の課題

マスコミを賑わす教員の不祥事、教科指導・生徒指導の力量のなさ、教員の精神的な弱さ、さらには教員の使命感さえ問題視されている今日、大学院における教員養成にシフトして、教員としての資質・能力を高める事が課題となっている。しかし、専門職としての教員養成の在り方は慎重に議論し、教員養成・免許制度の改革は、“免許主義”“大学での教員養成”“開放制の原則”の3つの原則の意義とその在り方を損なわぬようにせねばならない。真に専門家たる教員の養成はどうあるべきなのか。私学の独自性、特色を出せる養成制度でなければならないし、“新しい時代、変動する世の中に対応できる”ように、リベラルアーツ教育による教員養成の意義を再確認したい。“即戦力を！”と近視眼的に追い求める時に、昔から言われている「すぐに役に立つことは、す

ぐに役立つなくなる。」の言葉を思い出すべきである。もちろん単位だけを揃え、学校現場の全く見えない教員養成をしている大学は言語道断であり、決してそういう私学を守る議論をしたつもりはない。教員という“専門職”を汚さないためにも、また、教員として巣立っていく学生たちに最高の学びを提供するためにも、文科省に言われてするのではなく、各大学の教職課程は常により良いものを求めて改革に努めねばなるまい。ICUは、常に中教審の議論に先んじて、教職課程カリキュラムを改革してきた自負がある。

資料1 ICU『教職課程履修の記録』（履修カルテ）より 教員養成の理念（ICUにおける教職課程設置の趣旨）

International Christian University (ICU) の名前は文字どおり建学の精神（大学の使命）を端的に顕わしている。すなわち「I：国際性」「C：キリスト教精神」「U：高度の学術性」である。教職課程の理念は大学の使命の具現化でもある。

「I：国際性」は、英語教員養成のみに課せられているのではなく、全免許取得者に大学カリキュラムを通して期待されている。英語力はもちろん、国際理解教育、平和・人権・共生教育、環境教育等に関わる授業科目の履修が強く奨励され（必修科目の内容にも含まれている）、海外での様々な体験の機会が用意されている。

「C：キリスト教精神」は、世界、特に西洋文化・思想理解のための重要な研究テーマとして全学でとりあげられ、さらに教職課程では、キリスト教精神の具現化として、「教科または教職に関する科目」のうちに、中・高の教員免許の区別なく「特別支援教育研究」「社会福祉概論」を必修にしている。高い能力とリーダーシップを持つと同時に、キリスト教精神に則り、高い倫理性とへりくだった心で他者に仕える教員の輩出に努めている。また、本学は、建学以来、多くのキリスト教主義学校に対する教員養成を1つの重要な目的にしているため、キリスト教主義学校への就職希望者には、キリスト教理解、キリスト教学校教育理解に役立つ授業科目の履修を強く奨励している。

「U：高度の学術性」については、リベラルアーツ教育により、基礎的な知識とともに、学生参画型の授業、討論・リサーチ・省察を通して、問題解決能力の育成を目指している。教職課程カリキュラムに数えられている科目は、すべて教養学部としての基礎科目・専門科目・選択科目として位置付けられ、リベラルアーツ教育の具現化として意味付けられているものでもある。

教職課程としては、このような充実したICUらしい教員養成プログラムを用意し、教師となる学生に対して高いレベルの倫理観と問題解決型の即戦力を備えた、

教員としての重要な資質の育成をめざし、一方で、リベラルアーツ教育に根ざした「地球市民」としての教員の育成に努力している。

本学は教員養成大学ではないが、大学院においてもリベラルアーツ教育を標榜する大学院として、「開放制の理念」に基づき、教員養成の高い理念と、最も充実した科目群・指導体制をもって、より良い教員養成を目指し続ける。各教科の専修免許取得希望学生に対して、多くの「教職に関する専門科目」「教科に関する専門科目」を用意して、現場では養えない「高度なりベラルアーツの学び」「アカデミックな学び」「学問的な広さ深さの理解と楽しさ」「教える教材の今後の展開を示せる専門分野の力」の育成を重視する（開放制の意義）。基本的に、学生の教科専門領域における学問的背景や学問としての内容・方法論を極め、独自に調査・研究を進められる能力の育成を重視し、高度なりベラルアーツ教育を受けた、学校現場においても「研究できる教員」の育成をめざす。

資料2 1年次オリエンテーション

（期待される履修科目）（オリエンテーション資料より。具体的科目の記述略。）

ICUの卒業生には、教科指導・生徒指導における力量はもちろん、ICUらしさ、すなわち、ボランティア活動を含む海外におけるさまざまな経験、国際的視野に立ったものの考え方・価値観、行動力、問題解決能力、キリスト教精神に基づく平和・人権・福祉問題に関する倫理観と行動力が期待されています。

さらには、キリスト教主義学校が、キリスト教教育のできるクリスチャン教師を強く求めています。

これらの期待に応えるため、教育職員免許法に定められた単位のみを履修するのではなく、下記の学びを、目的的にできるだけ広く深くされることを強く勧めます。

1 国際理解（教育）、平和・人権・共生（教育）*、環境・安全（教育）等に関する学び

*「社会福祉概論」、「特別支援教育研究」は本学教職課程の必修科目である

*ハラスメント（セクシャル・ハラスメントを含む）問題についても下記科目を通してしっかり学ぶこと

2 言語教育科目

*2012年度以降「児童生徒の日本語教育」は隔年開講する予定。ニューカマーの生徒対応のため、英語教育、国語教育専攻以外の教職課程履修者にも強く推薦する。

3 キリスト教理解、及び、キリスト教学校教育理解に関する学び

キリスト教主義学校に就職希望者は、特に以下の科目の履修を勧める

資料3 「教職原論：中等教育研究入門」の授業内容

（いずれもディスカッションと町田の主張で構成。事例研究発表を含む。1マス70分×20回）

1 教育の目的と教職の意義

(1) 教育の働き／教師の働き

(2) 教職の意義・特権

2 教師への期待：求められる資質／教師の成長（生涯発達：研究・研修、上級免許、教員免許と学校心理士・学芸員他）

3 中等教育と教育行政組織

4 教師の身分、職務内容（「安全管理」を含む）

5 公立・私立学校の教員、キリスト教学校の教員

6 教育課程（教科・特別活動・道徳・総合的な学習）と生徒指導

7 中等教育に課せられた使命

(1) 中等教育の意義

(2) 青年前期における発達上の特質と生徒指導上の課題

8 特別支援教育

9 キリスト教学校教育

10 学習指導

11 進路指導

12 非社会的・反社会的問題行動の指導

13 性教育

資料4 「教職総合演習：現代における教育の課題」の授業内容

（教材作りを含む研究発表、ディスカッション、町田の主張による構成。70分×20回授業）

1 授業方針・内容説明、グループ分け

2 講義：「総合的な学習」について／21世紀の教育の課題

グループ研究：どのようなテーマが該当するか

3 グループ研究：テーマの選択と具体的内容項目検討

4 グループ研究：発表内容構成と分担

5 グループ研究：分担者からの展開予定報告、調整・最終決定

6 「全面発達と人格形成」：グループ研究発表／町田の主張

7 「個性の伸長と創造性の育成」：グループ研究発表／町田の主張

8 「自然環境教育問題と教育」：グループ研究発表／町田の主張

9 「社会環境問題と教育」：グループ研究発表／町田の主張

10 「社会福祉問題と教育」：グループ研究発表／町田の主張

11 「平和・人権・共生問題と教育」：グループ研究発表／町田の主張

12 講義：まとめと今後の課題

註

1 仮称ではあるが、学部での基礎免許状、大学院での一般免許状、一定の教職経験を経た後の専門免許状の3段階

2 文科省は、中教審の議論に先行し、初等中等教育局と高等教育局を中心に「熟議」をして、チャートまで作って組織的改革を行おうとしている。さらに、国立教育政策研究所所長の徳永氏は協同出版主催の講演（2010.11.22）で

- 「(中身の上でそれが期待されているかどうか、
…学問的に正しいかどうかということ以上に、)
政策として行う。」とまで講演で述べた。
- 3 リベラルアーツは「教養」と訳されるが、日本の大学では一般に「教養学部教育」という言葉に、専門に入るための準備教育、次元の低い学びという認識があるので、歴史的に用いられていた引用以外は、本稿では、あえて日本語に訳さず、「リベラルアーツ」を用いることにする。
 - 4 町田健一(2011) 教職課程カリキュラム改革の動向と私立大学の課題～免許更新制、長期実習、6年制養成、教科専門科目と教科教育科目～ 全私教協 教師教育研究, 24, p.37-38.
 - 5 橋本鉦市(2000) 文理学部の成立と改組一戦後国立大学システムにおける意義とインパクト一大学評価・学位授与機構 研究紀要 学位研究, 12, p.116.
 - 6 千々布敏弥(1994) 玖村敏雄の教育観について 教育経営 教育行政学研究紀要, 1, p.58.
山崎奈々絵(2009) 教員養成における一般教養の位置づけーIFEL 研究集録の検討からー PROCEEDINGS, 08, p.13.
 - 7 橋本鉦市 前掲書 p.116
 - 8 同上 p.115-116
 - 9 山崎奈々絵(2008) 教育刷新委員会の学芸大学構想ー教員養成における一般教養の位置づけを中心にー お茶の水大学 人間文化創成科学論叢, 11, p.315.
 - 10 山崎奈々絵(2011) 教員養成系大学・学部の設置審査ー文部省・大学設置委員会の構想を中心にー PROCEEDINGS, 16, p.146.
 - 11 山崎奈々絵(2010) 草創期の群馬大学学芸学部・山口大学教育学部の教員養成における一般教養の位置づけ PROCEEDINGS, 11, p.58-61.
 - 12 早稲田嘉夫(2009) 21世紀の大学教育に求められるリベラル・アーツの考え方(巻頭言), 日立金属技報, vol. 25, p.6-7.
 - 13 東京学芸大学(2010) 教員養成教育におけるアクレディテーションの可能性を求めて(2009年度プロジェクト中間報告) p.8-10.
 - 14 初等中等教育課長談, JPI 特別研究セミナー講演, 2011.9.27.
 - 15 佐藤 学(2007) 教員養成に必要とされるグラウンド・デザインー教師の教育基盤をアップグレードするためにはー(インタビュー) BERD, No.10, Benesse 教育研究開発センター, p.6.
 - 16 中央教育審議会(2006) 『今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)』